

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (納税印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ミクロネシア	ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	400,000千円 -----	2022.6.3 パリキールで (同日)	日本側 道上高史在ミクロネシア大使 ミクロネシア側 カンデアイ・A・エリエイサー外務大臣	2022.7.5 233号
ミクロネシア	ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2022.6.3 パリキールで (同日)	日本側 道上高史在ミクロネシア大使 ミクロネシア側 カンデアイ・A・エリエイサー外務大臣	2023.6.27 276号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。